

名古屋市立杉村小学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校教育の努力目標である「なかまと学び夢を創る」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」ことについて、児童が十分理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生活指導主事・教育相談担当養護教諭・当該児童の担任・部活動の顧問・スクールカウンセラー・子ども応援委員会コーディネーター

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童とふれあう時間（放課・昼食・清掃・授業後などの時間）をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止める。
- ・ 「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いをしている児童を目撃した場合は、その場で指導する。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるように努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置づけるよう努め、教科の観点からだけでなく、生活指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

5 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

《学校全体の取組・活動》

「通学団会・通学団での登下校」「ペア学年での活動」
「環境ウィークでのボランティア清掃」
「異学年交流ができるイベント(委員会が主催)」
「なごやINGキャンペーン」の取り組み
(児童一人一人のいじめをなくすための決意を書き、掲示する)

《各学年の取組・活動》

【1年生】「学校探検での教職員とのふれあい活動」など
【2年生】「学区探検での地域との交流」「思春期セミナー」など
【3年生】「学区の方を招いての昔の暮らし体験」など
【4年生】「2分の1成人式」など
【5年生】「中津川野外学習」など
【6年生】「入学式」「就学時健康診断」におけるふれ合い活動など

6 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常の児童の様子をしっかりと観察・把握し、いじめの兆候を見逃さない。また、相談したくても相談できない児童の悩みや不安を把握・解消するために、「学校生活アンケート」や教育相談等における面談などを実施するとともに、子ども応援委員会と連携して早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童とのふれあいを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」

- ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、日常観察による情報を加味して、児童個々への対応、また、学級集団づくりに活用する。

(3) 定期的な無記名式のアンケート調査

- ・ 「無記名式アンケート調査」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善する。

(4) 緊急的な記名式のアンケート調査

- ・ 重大事件が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・職員間の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 年度当初に、学校生活の様子から相談が必要な児童についてスクールカウンセラーと短時間の面談を実施する。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果を基に、全ての児童を対象として、年に1回、教育相談（お話タイム）を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するよう努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくように依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動防止連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルに入れておくなど、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

7 いじめに対する措置(重大事態・警察との連携を含む)

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員との共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関と連携し対応にあたる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスク名要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 悪ふざけ、冷やかしやからかい複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を制止・注意・指導する。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為に早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(2) いじめられた児童または保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、各種の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「内申を含めた成績への配慮」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うようにする。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報するとともに指導室に連絡し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいこと、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等を実施して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

8 教育委員会への報告について

(1) 重大事態への対処について

以下のような重大事態に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案が発生した場合は、速やかに電話で教育委員会に概要を報告する。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 金額にかかわらず、金銭や物品の関わりがあると思われる事案
- ・ 程度にかかわらず怪我のある事案
- ・ 性的な嫌がらせ等がある事案
- ・ 携帯電話・インターネット等を使った誹謗中傷等の事案
- ・ その他保護者等との話し合いがうまくいかない状況が続いている事案

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ いじめにより、児童生徒が登校できなくなった、または、できなくなりつつある事案（相当期間については、30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。）

※ また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) 定期的な報告について

○ 調査対象期間と調査回数

- ・ 年間3回、定期的な調査を実施する。
 - 1回目：4月～1学期末
 - 2回目：4月～2学期末
 - 3回目：4月～年度末
- ・ それぞれ、4月からの累計を報告する。

9 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

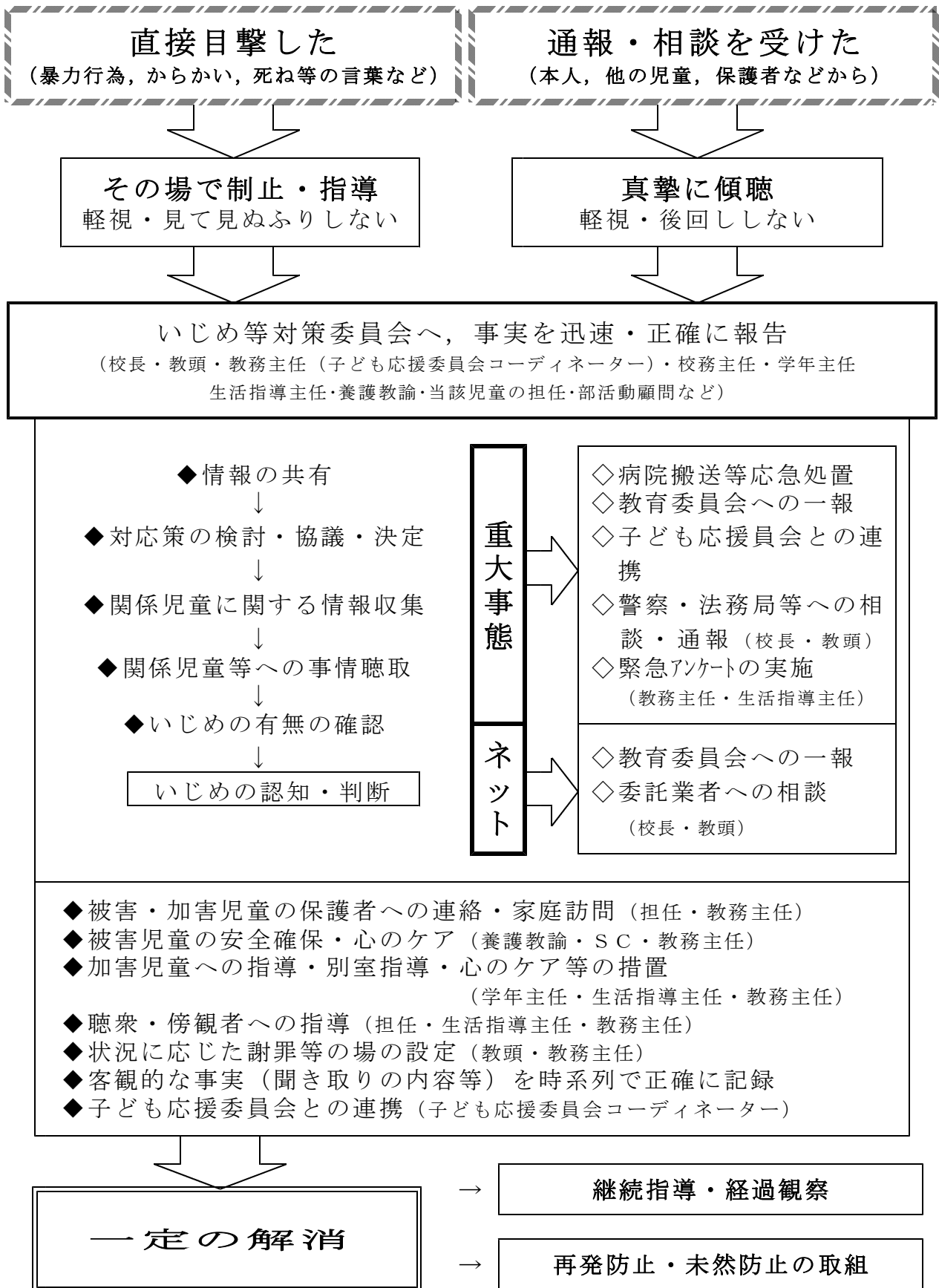
10 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

11 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関する取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆いじめが発生したときの対応の流れ◆



杉村小学校小学校年間計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修	各学年(授業等)
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画		ハイパーQUを活用した前年度からの引き継ぎ		
5			あったか ハート配布		
6	いじめ 対策委①	互いを認め合う学生 級づくり、学校生 活のきまりについ て 環境ウィーク「トライ &アクション」の中 で環境の大切さを考 える	学校生活 アンケート① (ハイパーQU)	自殺予防 に関する 研修会	1年：校内探検で 教職員とのふれあ い 5・6年自殺予防 授業(こころのチェ ック)
7	いじめ 対策委 ②	学区の行事への参 加を呼び掛ける 個人懇談会での様 子を伝える	中学校ブロック いじめ対策検討 会議		5・6年自殺予防 授業(道徳)
8				研修 「アンケート 結果の活用」	5年：中津川野 外学習
9		全校集会で他の学 年の子どもとの交 流する			6年：修学旅行
10	いじめ 対策委 ③	運動会で仲間との 協力	学校生活 アンケート② (ハイパーQU)		2年：学区探検 を通して地域の方 との交流・就学 時健康診断補助
11		個人懇談会で保護 者と情報交換をす る なごやINGキャ ンペーンへの取り 組み	教育相談 (お話タイム)	研修 「人権」 研修 「アンケート 結果の活用」	
12	いじめ 対策委 ④		中学校ブロックい じめ対策検討会議		5・6年自殺予防 授業(こころのチェ ック)
1		地域の方と交流 する			4年：1/2成人 式 2年：思春期セ ミナー
2	いじめ 対策委 ⑤	6年生を送る会 の練習で友達との 絆を深める	小中連絡会議		3年：昔の暮らし の学習を通して地 域の方とのふれあ い
3	いじめ 対策委 ⑥	6年生を送る会を 成功させた喜びを 友達と分かち合う			